小作爭議調査表

No. 14

（月報番號十七號）

（昭和八年四月分）

項目	内容
場所	浮羽郡御幸村大字隈の上
關係人員	地主 高木喜三郎 外六十三名 小作人 生野生太郎 外一四九名
地主關係團体	ナシ
原因	浮羽郡東部四ケ村合併の小作爭議は客年十二月解決に依り御幸村隈の上のみは他区に比較し高率なるを以て小作料の減額交渉をなすに至りたり。
要求事項	小作料減額要求
發生	昭和八年二月八日
終熄	昭和〃年四月二十一日
關係地種類面積	田 九十町歩
小作人關係團体	日農九州同盟會 御幸村隈ノ上支部
經過	二月八日組合幹部は小作料減額要求書を作成し委員五名を挙げ地主側を訪問し交渉を為せり。三月二十四日関係地主中二十名は本年三月より御幸村役場に於て小作人側と折衝せる委員に一任し絶作異議申立ざる事（委員大薮守治外七名）等を決議す。相方相譲らず強硬態度を持し居りたるも村長改選に近接し町長警察署長の調停斡旋
結果	一、関係土地を十等に別ち小作料を定め小作せしむること 一、小作人に於て小作料納入期日迄に正当の理由なくして小作料を納付せざる時は小作料の強制執行を為さるるも異議なきものとす。 等の條件
備考	

財團法人 協調會福岡出張所